

日本弁理士会主催セミナー「改正種苗法及び気候変動等対応品種法に関する説明会（Zoom ウェビナー）」開催のご案内

先の第 221 回国会（特別会）において、改正種苗法及び気候変動等対応品種法が可決・成立しました。これらの法律は、品種保護制度の充実及び気候変動に対応した品種の育成・普及の促進に関する重要な内容を含んでおり、農林水産関係業務に携わる方々にとって理解を深めておくことが重要です。本説明会では、農林水産省の担当者を講師にお迎えし、両法の概要等についてご説明いただきます。ぜひご参加ください。

■概要

日時：2026 年 12 月 3 日（木）15:00 ～17:10（休憩あり）

定員：Zoom ウェビナー100 名

会費：無料

対象：どなたでもご参加いただけます

■内容

第 1 部：改正種苗法について（15:00-16:00）

・講師：農林水産省輸出・国際局知的財産課 審査官／弁理士 押鴨 涼子 氏

・概要：

令和 8 年（2026 年）12 月から施行予定（育成者権の存続期間の延長等は公布日から施行予定）の改正種苗法について、育成者権の存続期間の延長が行われるとともに、出願品種の輸出の差止請求の創設、育成者権侵害における損害賠償の算定についての特例等が設けられることから、これらの内容について、説明を頂きます。

第 2 部：気候変動等対応品種法について（16:10-17:10）

・講師：農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課 研究専門官 角張 徹 氏

・概要：

公布日から 6 月以内に施行予定の重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（通称：気候変動等対応品種法）について、農研機構の研究設備の共用等による産官学が連携した品種の育成体制の構築を後押しする計画認定制度や、種苗生産ほ場の集団化等による効率的な種苗生産体制の構築を後押しする計画認定制度が講じられることから、これらの内容について、説明を頂きます。

■申込

以下の URL からお申し込みください。

※本申込フォームは一般参加者専用です。会員（弁理士）は弁理士研修システムから申し込みください。

＜申込期限＞2026 年 11 月 30 日（月）

<https://forms.gle/wMvW14yhN62ALeTN9>

※会員（弁理士）は以下よりお申し込みください（要ログイン）。

【集合】<https://jpaakenshu.jp/tss/Login/Jump/?typeID=3&code=26B46101>

【Zoom ウェビナー】<https://jpaakenshu.jp/tss/Login/Jump/?typeID=3&code=26B461Z1>

[問合先]事務局 業務国際課 農林水産知財対応委員会担当

TEL 03-3519-2703 MAIL gyoumukokusai@jpaa.or.jp